

3. 九州における観光の現況

九州は大陸に近いという地理的優位性や温泉を初めとする豊かな観光資源に恵まれ、我が国有数の観光地域としての地位を築いてきた。人口減少・少子高齢化が進むなか、九州の強みを活かした観光地域づくりを通じた地域活性化に大きな期待が集まっている。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響により変化した旅行者ニーズを的確に把握し、観光資源の磨き上げや徹底した感染症予防などにより、誰もが快適に九州観光を楽しめる受入環境の整備が求められる。

〔1〕観光の状況

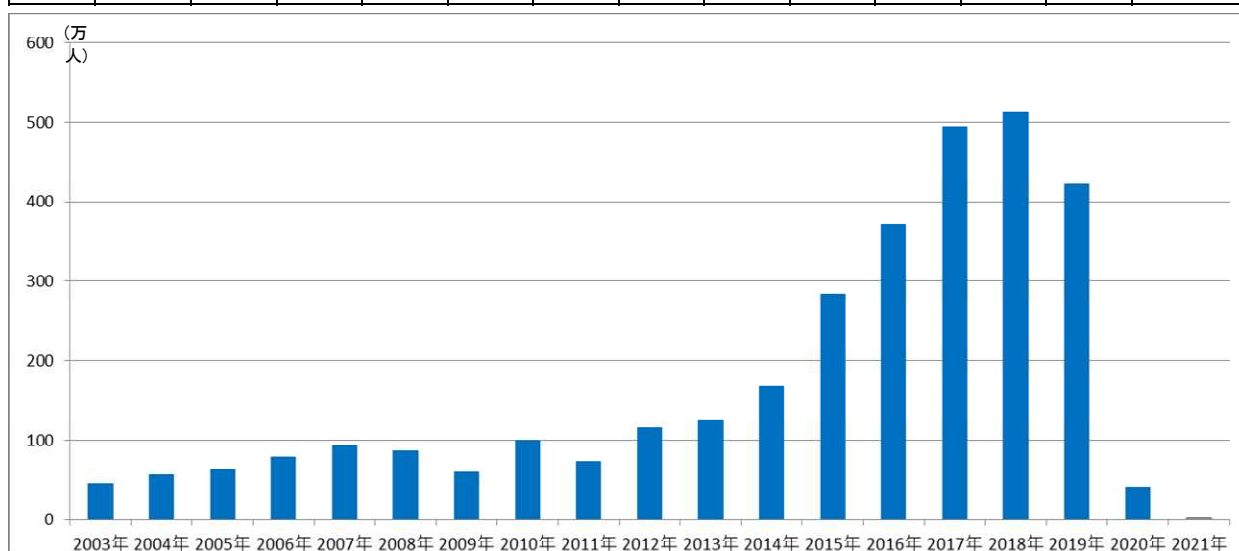
(1) 九州への外国人入国者数の推移

2021年の九州への外国人入国者数は、世界的な新型コロナウイルス感染症感染拡大による日本政府の徹底した水際対策の影響により、大幅な減少となり、約6千人となった。

(ア) 月別外国人入国者数

上段:外国人入国者数 中段:特例上陸数 下段:特例上陸を含む外国人入国者数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2017	274,060	263,341	255,279	279,724	262,195	260,257	272,741	268,954	254,716	281,025	284,629	298,772	3,255,693
	104,772	107,705	105,009	119,352	117,197	166,046	172,536	206,018	159,921	170,860	131,947	124,412	1,685,775
	378,832	371,046	360,288	399,076	379,392	426,303	445,277	474,972	414,637	451,885	416,576	423,184	4,941,468
2018	319,792	312,460	311,880	318,714	293,279	293,141	283,422	279,592	286,518	299,191	299,150	326,533	3,623,672
	128,712	124,862	88,744	106,016	110,792	134,855	171,550	162,445	135,012	127,085	104,752	97,792	1,492,617
	448,504	437,322	400,624	424,730	404,071	427,996	454,972	442,037	421,530	426,276	403,902	424,325	5,116,289
2019	343,560	332,586	332,421	313,208	298,443	299,689	266,205	192,670	161,164	183,043	187,171	197,110	3,107,270
	85,708	56,824	66,890	67,562	71,490	123,672	152,673	137,570	108,608	73,590	88,916	81,253	1,114,756
	429,268	389,410	399,311	380,770	369,933	423,361	418,878	330,240	269,772	256,633	276,087	278,363	4,222,026
2020	220,429	100,192	11,102	37	273	11	81	89	84	223	820	2,414	335,755
	69,058	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69,058
	289,487	100,192	11,102	37	273	11	81	89	84	223	820	2,414	404,813
2021	2,129	191	349	352	264	261	453	191	400	458	630	441	6,119
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2,129	191	349	352	264	261	453	191	400	458	630	441	6,119



※1 毎月のデータは月報から、年計は年報から転載しているため、月ごとの集計と一致しないこともある。
出典:法務省出入国管理等計

(イ)主要国・地域別外国人入国者数

上段:入国者数(人数) 下段:シェア(%)

	韓国	中国	台湾	香港	ASEAN	欧米豪
2019	1,706,493	1,329,429	458,910	321,317	207,575	174,492
	40.4	31.5	10.9	7.6	4.9	4.1
2020	141,343	103,242	58,218	47,233	35,910	15,196
	34.9	25.5	14.4	11.7	8.9	3.8
2021	1,503	279	360	2	2,926	557
	24.6	4.6	5.9	0.0	47.8	9.1

※ 入国者数には、船舶観光上陸を含む。

「ASEAN」は、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムを合計したもの。

「欧米豪」は、ヨーロッパ、北アメリカ、オセアニアを合計したもの。

出典:法務省出入国管理統計

(2)県別延べ宿泊者数(含む外国人)

令和2年

単位:人泊

	延べ宿泊者数	全国順位	九州順位	外国人延べ 宿泊者数	全国順位	九州順位	延べ宿泊者数に占める 外国人延べ宿泊者数の割合(%)	全国順位	九州順位
全国	331,654,060	-	-	20,345,180	-	-	6.13	-	-
福岡	10,592,700	11	1	623,350	8	1	5.88	10	1
佐賀	1,823,290	45	7	42,340	39	7	2.32	24	6
長崎	4,584,450	24	5	148,320	19	3	3.24	17	3
熊本	4,731,500	23	4	140,390	20	4	2.97	19	4
大分	4,860,480	22	3	162,050	18	2	3.33	16	2
宮崎	3,072,880	35	6	52,970	36	6	1.72	34	7
鹿児島	5,126,520	20	2	121,380	22	5	2.37	22	5

(注)ホテル、旅館、簡易宿所及び会社・団体の宿泊所など全宿泊施設が対象。

資料:観光庁「宿泊旅行統計調査報告」

(3) 国籍別外国人延べ宿泊者数

令和2年

単位:人泊

	外国人延べ 宿泊者数	韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア
全国	15,892,610	872,060	4,165,490	1,189,260	2,190,920	1,321,840	165,490	246,810	163,070	190,150	89,310
福岡	504,150	134,110	86,690	66,870	96,950	14,670	2,570	3,070	1,590	1,410	690
佐賀	36,870	6,650	10,790	3,530	10,110	720	70	120	80	370	10
長崎	91,120	9,100	10,770	8,220	13,840	18,860	400	760	570	620	200
熊本	103,380	10,940	19,730	17,430	24,130	5,830	650	1,140	700	520	160
大分	110,710	28,810	13,040	15,730	22,450	2,070	470	510	480	220	140
宮崎	49,160	17,920	3,130	10,470	6,160	2,000	180	390	260	760	60
鹿児島	105,000	10,810	18,030	37,440	14,730	3,430	660	1,290	730	1,450	190

	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	オーストラ リア	インド ネシア	ベトナム	フィリピン	イタリア	スペイン	その他
全国	342,350	725,760	231,040	95,970	741,580	318,830	258,230	340,210	81,180	63,680	1,720,840
福岡	7,340	15,660	6,980	1,100	3,980	4,430	4,740	15,170	660	200	29,090
佐賀	310	410	160	160	60	230	190	350	20	30	2,690
長崎	930	1,080	1,060	250	740	860	1,210	3,380	240	100	14,260
熊本	2,160	2,320	1,980	370	930	1,070	2,580	1,740	100	70	8,200
大分	1,490	2,830	1,190	1,010	750	580	460	6,990	130	100	8,040
宮崎	500	370	250	40	180	210	380	100	70	20	4,760
鹿児島	1,250	540	940	120	960	180	1,530	640	170	180	9,420

- (注) 1. 従業員10人以上のホテル、旅館、簡易宿所及び会社・団体の宿泊所が対象。
 2. 外国人・・・日本国内に住所を有しないもの。 国籍・・・宿泊者が提示した旅券の国又は地域。
 3. 外国人延べ宿泊者数には、国籍不詳を含む。

資料:観光庁「宿泊旅行統計調査報告」

(4)県別観光レクリエーション施設数

県別 種別		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州(A)	全国(B)	A/B×100(%)
		スポーツ・レクリエーション施設	サイクリングコース	13	1	3	6	9	3	6	41
ハイキングコース	25		13	15	21	19	18	11	122	1403	9
オリエンテーリング・パーマネントコース	1		1	2	1	1	1	1	8	35	23
自然歩道・自然研究路	33		8	18	16	23	17	33	148	934	16
キャンプ場	41		17	45	53	38	37	55	286	2258	13
フィールド・アーチェリー場	0		0	0	0	0	0	0	0	16	0
ゴルフ場	58		22	23	42	23	27	27	222	2155	10
スキー場	0		0	0	0	1	1	0	2	258	1
スケート場	2		0	0	0	1	1	0	4	93	4
海水浴場	21		9	56	26	23	15	53	203	1011	20
マリーナ・ヨットハーバー	3		0	11	7	1	0	4	26	183	14
観光農林業	23		15	7	19	30	13	56	163	1478	11
観光牧場	2		3	2	6	4	3	3	23	180	13
観光漁業	10		13	6	19	9	3	8	68	876	8
テーマパーク・レジャーランド	3		4	4	7	7	7	7	39	341	11
公園	134		84	115	122	68	53	120	696	4303	16
フィールド・アスレチック	1		0	1	3	1	0	0	6	99	6
展示見学施設	博物館	74	38	53	46	46	33	63	353	3591	10
	美術館	15	10	9	12	16	4	12	78	927	8
	水族館	1	0	3	1	2	3	3	13	99	13
	動・植物園	12	3	7	9	5	8	12	56	507	11
	産業観光施設	21	11	8	14	17	11	39	121	1052	12

資料：(公社)日本観光振興協会「全国観光情報データベース」(2021(令3)年8月末)

出典：(公社)日本観光振興協会「2021年度版 数字でみる観光」を加工して使用

(5) 県別旅行業者数の推移

年度 種別 県別	H30						R1						R2						R3					
	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	旅行サー ビス手配 業	計	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	旅行サー ビス手配 業	計	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	旅行サー ビス手配 業	計	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	旅行サー ビス手配 業	計
福岡	21	69	227	42	53	412	21	65	247	36	87	456	23	66	245	33	124	491	22	70	218	29	130	469
佐賀	0	11	18	3	2	34	0	11	22	3	1	37	0	12	20	3	2	37	0	13	17	2	4	36
長崎	4	25	36	10	4	79	4	25	35	10	11	85	4	26	34	9	17	90	3	25	33	8	22	91
熊本	4	45	49	9	6	113	4	44	47	8	15	118	4	45	45	9	23	126	4	44	44	9	23	124
大分	2	29	19	8	0	58	2	26	24	9	6	67	2	28	21	9	8	68	0	34	17	10	9	70
宮崎	2	26	22	14	0	64	2	27	23	9	2	63	2	27	22	7	3	61	2	27	21	5	4	59
鹿児島	5	42	45	11	7	110	5	42	46	11	14	118	5	43	46	11	16	121	5	42	42	6	16	111
計	38	247	416	97	72	870	38	240	444	86	136	944	40	56	88	81	193	994	36	255	392	69	208	960
全国	688	2,980	5,816	706	717	10,907	691	2,980	5,803	675	1,102	11,251	686	3,043	5,692	620	1,538	11,579	670	3,036	5,451	564	1,714	11,435

資料: 観光庁旅行振興担当参事官室

(注1) 令和2年・令和3年は4月1日現在、平成30年～令和元年は5月1日現在。

(注2) 第1種旅行業者は管内に本社を有する事業者のみ。

- ① 第1種旅行業 国内・国外あらゆる旅行業務を取り扱うことができる。
- ② 第2種旅行業 海外の募集型企画旅行以外の旅行業務を取り扱うことができる。
- ③ 第3種旅行業 募集型企画旅行以外(営業所が所在する市町村及びそれに隣接する市町村内を除く)の旅行業務を取り扱うことができる。
- ④ 旅行業代理業 報酬を得て所属旅行業者のために、一定の行為(旅行業法第2条第1項第1号から第8号までの行為)を代理して旅行者と契約を締結する業務を行うことができる。
- ⑤ 旅行サービス手配業 報酬を得て旅行業者のために旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供するものとの間で、代理して契約し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行うことができる。

(6) 県別ホテル・旅館数の推移

県別	年	ホ テ ル ・ 旅 館					登 録 ホ テ ル					登 録 旅 館				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
福岡	施設数	996	963	957	1,102	1,294	29	29	28	28	29	10	10	10	9	8
	客室数	51,293	50,951	51,924	55,188	59,632	5,264	4,989	4,989	5,103	5,289	423	420	413	371	276
佐賀	施設数	358	354	355	353	344	11	10	10	10	10	14	14	14	14	14
	客室数	9,867	9,736	9,689	9,819	9,514	1,364	1,316	1,316	1,316	1,341	850	850	850	850	850
長崎	施設数	633	621	611	597	612	5	5	5	4	4	24	24	20	20	19
	客室数	21,194	21,378	21,078	21,474	21,685	808	813	813	512	512	1,497	1,494	1,224	1,224	1,145
熊本	施設数	1,247	1,221	1,213	1,200	1,182	13	13	13	13	14	15	15	14	14	14
	客室数	27,411	26,973	27,232	26,923	27,423	2,150	2,144	2,144	2,144	2,248	1,100	1,110	1,076	1,076	1,051
大分	施設数	1,176	1,168	1,162	1,165	1,080	3	3	3	3	2	29	28	27	27	26
	客室数	25,053	25,011	26,098	25,806	24,970	731	731	731	731	148	1,466	1,320	1,277	1,277	1,211
宮崎	施設数	482	474	465	455	444	20	20	20	21	21	8	8	8	8	7
	客室数	15,181	15,402	15,436	15,479	14,995	3,713	3,713	3,713	3,914	3,914	343	343	343	343	306
鹿児島	施設数	1,079	1,046	1,032	933	904	13	13	13	15	16	17	17	16	16	16
	客室数	27,826	27,476	27,580	26,711	26,644	2,973	2,969	2,969	3,338	3,546	1,320	1,320	1,253	1,239	1,239
計	施設数	5,971	5,847	5,795	5,805	5,860	94	93	92	94	96	117	116	109	108	104
	客室数	177,825	176,927	179,037	181,400	184,863	17,003	16,675	16,675	17,058	16,998	6,999	6,857	6,436	6,380	6,078

資料:*1 厚生労働省生活衛生局指導課 令和元年度末現在(全国の年度別の集計については、各年度とも3月末の集計データ)

*2 国土交通省観光庁観光産業課 令和2年12月末現在(全国の年度別の集計については、各年とも12月末の集計データ)

出典：(公社)日本観光振興協会「数字で見る観光」(2021年度版)

(注1) 「ホテル・旅館」は旅館業法に基づく県別のホテル・旅館数。「登録ホテル」・「登録旅館」は国際観光ホテル整備法に基づく県別のホテル・旅館数。

(注2) 旅館業法(厚生労働省所管)に基づく県別のホテル・旅館数については、旅館業法の改正(平成30年6月15日施行)により「ホテル営業」「旅館営業」の営業種別が統合し「旅館・ホテル営業」となったため、2018年、2017年、2016年、2015年の全国値は「ホテル営業」と「旅館営業」を合計した数である。

(注2) 国際観光ホテル整備法とは、ホテル業や旅館業を営もうとする者は、全ての旅館業法(昭和23年法律第138号)による都道府県知事の許可を受けなければならないが、このうち、一定の要件を具備する者は、国際観光ホテル整備法に基づき、観光庁長官の登録を受けることができる。

なお、国際観光ホテル整備法は、昭和24年12月24日法律第279号により制定されたもので、外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、併せて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講ずることにより、外客に対する接遇を充実し、もって国際観光の振興に寄与することを目的とする。